

○総務省告示第七十六号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行に伴い、平成二十三年総務省告示第二百七十六号（電波法施行規則第四十三条の三第一項の規定に基づく基幹放送局の事業計画の変更の届出に関する事項を定める件）は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の一部の施行の日（令和五年四月二十日）限り、廃止する。

令和五年四月十四日

総務大臣 松本 剛明